

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和6年6月26日

横浜市契約事務受任者
横浜市教育次長 石川 隆一

1 契約の概要

六浦小学校 給水管老朽化による漏水修繕

2 履行場所

横浜市金沢区六浦3丁目1-1
横浜市立六浦小学校

3 契約日

令和6年6月8日

4 履行日又は履行期間

令和6年7月19日

5 契約金額

852,060円(税込)

6 契約の相手方(名称及び所在)

横浜市港北区高田東4丁目11番21号
有限会社 佐藤工業所

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

令和6年6月8日、給水管の老朽化により校内マンホールから水が溢れ出しており、正門及び付近の道路一帯が水浸しとなっていた。早急に対応しなければプール授業運営及び児童・近隣住民の安全に支障が生じる恐れがあることから、緊急契約での作業を実施した。

8 契約の相手方の選定理由

迅速な対応が可能な業者を選定した。

9 所管

教育委員会事務局教育施設課